

【国民年金の保険料】

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158
三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107



年末調整・確定申告には 社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が義務づけられました。この証明書は、11月上旬に社会保険庁から送付されます。年の途中から国民年金に加入した場合は、翌年2月上旬に送付されますので、年末調整または、確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書を添付してください。



ご家族分の証明書も お忘れなく

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付していただくこととなります。

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が、納付した方の所得税等の控除対象となります。このような場合は、年末調整などの手続きの際に、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。またその際、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

お気軽に年金相談を

11月は、「国民年金制度推進月間」です。この期間にあわせ、年金についての疑問や不安を少しでも解消してもらうため「一日年金相談所」を開設します。

★年金の相談は「ねんきんダイヤル」へ

10月31日から、年金に関する相談を受ける「ねんきんダイヤル」を開設しています。お気軽にご利用ください。

●年金請求などの年金相談
☎0570-05-1165

●年金を受けている方の年金相談
☎0570-07-1165

受付時間は8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

●本人確認のため、年金手帳をお手元にご用意してください。

●このダイヤルは、全国の年金電話相談センター等のうち空いた回線につながりますが、一般の固定電話の場合、電話料金は接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

●PHSなど電話機によっては、ご利用になれません。



相談日程

12月6日(火) 比和支所
12月7日(水) 口和支所
12月9日(金) 西城公民館

当日は、三次社会保険事務所の担当者が、国民年金や厚生年金について相談に応じます。また、その場で保険料の納付もできますのでぜひご利用ください。

※受付時間は10時～15時
※年金手帳または年金証書を必ずご持参ください。

